

函館市児童福祉施設等性被害防止対策設備整備事業費  
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、保育所等における性被害防止対策に係る設備等を行う者に対する補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に定める施設等（以下「補助対象施設」という。）を運営している者とする。

- (1) 保育所または認定こども園
- (2) 放課後児童健全育成事業所，延長保育事業所，地域子育て支援拠点事業所，一時預かり事業所または子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）
- (3) 障害児相談支援事業所

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象施設において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室およびカメラ、人感センサーライト等の設備の購入または更新を行う事業とする。

2 前項の事業の実施にあたり、他の補助金等を受ける場合は、補助金の交付対象外とする。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1に定める補助基準額または補助金の交付の対象となる経費（消費税および地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の全額のいずれか少ない額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（共通第1号様式）に次の各号に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない

- (1) 補助事業等の計画書（共通第2号様式）
- (2) 補助事業等の収支予算書（共通第4号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金等交付決定通知書（共通第6号様式）により通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の申請)

第8条 規則第9条第1項の規定により市長に承認を受ける場合の申請書は、共通第8号様式によるものとし、その結果については、共通第9号様式により通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の交付の目的の達成のため弾力的な遂行を認める必要がある場合または経費の目的を実質的に変更するものではない場合
- (2) 補助対象経費の2割以内の変更をする場合

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の完了後、

補助事業等実績報告書（共通第11号様式）に次の各号に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の実績書（共通第2号様式）
- (2) 補助事業等の収支決算書（共通第4号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助事業等実績報告書等を令和7年3月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により市長が認める場合は、この限りではない。  
（補助金の額の確定の通知）

第10条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額の確定を行い、補助金等の額の確定通知書（共通第12号様式）により通知するものとする。

（書類の保存）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る書類を、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、こども家庭庁長官が別に定める期間（以下「こども家庭庁長官が定める期間」という。）まで保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して、こども家庭庁長官が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の財産の処分をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時からこども家庭庁長官が定める

期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、財産を処分することにより収入があった場合は、市長は、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月14日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

種目	補助基準額	補助対象経費	補助率
<p>児童福祉施設等性被害防止対策設備整備事業</p>	<p>1 施設 (事業所) 当たり 100,000円  ※放課後児童健全育成事業については、1 支援の単位当たりとする。</p>	<p>児童福祉施設等性被害防止対策設備整備事業を実施するために必要な需用費 (燃料費, 印刷製本費および修繕料), 役務費 (通信運搬費および手数料 (金融機関への振込手数料を除く。)), 委託料および備品購入費</p>	<p>3 / 4</p>